

設計業務共同企業体の結成に関する留意事項

1 基本的な要件等は、次のとおりです。

- (1) 共同企業体の運用形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を施行する共同施行方式とする。
- (2) 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は30%とする。(協定書第8条)
- (3) 本市が契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該業務の完成後1年を経過した日までとする。(契約の相手方とならなかった共同企業体の存続期間は、当該業務の契約が締結されたときをもって終了する。)

2 共同企業体に関する書類作成の留意事項について

(1) 特定設計業務入札参加資格審査申請書（共同企業体用）について

共同企業体の名称は、構成員の名称（商号）から株式会社・有限会社等の部分を削除してつけること。また、業務名の付記は不要であり、単に設計業務共同企業体でよい。

【例】 ○○設計・△△設計 設計業務共同企業体

(2) 特定設計業務共同企業体協定書について

ア 記載を必要とする個所はアンダーラインで示してある。

イ 第1条の要記載部分は、業務の名称を記載すること。

ウ 第3条の事務所の所在地は、地番を正しく記載すること。

【例】 ○○一丁目18番1号のように記載する。

(1-18-1は不適當である。)

エ 第4条の共同企業体成立日は、原則として申請書類の提出日とする。

オ 協定書各ページの上段には、捨て印を押印しておくこと。

カ 協定書の作成数は、3部（JV構成員2社分+市提出分）とする。

(3) 委任状について

委任状の様式は特に定めはないが、**別紙参考例**をもとに作成すること。

(参考例において、受任者と最初に記載される委任者は、同一の者となる。)

3 市へ提出する共同企業体の入札参加資格審査申請書類は、次のとおりとする。なお、提出にあたってはファイル形式とする。(次頁「JVファイル作成仕様(記載例)」参照。)

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 特定設計業務入札参加資格審査申請書 (共同企業体用) | 正本 1 部 |
| (2) 特定設計業務共同企業体協定書 (袋とじ) | 正本 1 部 |
| (3) 委任状 | 正本 1 部 |

注意：上記以外にも提出すべき書類があります。(公告個別事項の提出書類を参照)

JV ファイル作成仕様（記載例）

- 1 ファイルのサイズは、A4版 とする。
- 2 ファイルの色は、青色 とする。
- 3 ファイルの背表紙、表表紙への記載事項は、次のとおりとする。

（背表紙）

業 務 名
○ ○ 設 計 ・ △ △ 設 計
J V

（表 表 紙）

特定設計業務入札参加資格審査申請書
（ 業 務 名 ）
発注者：甲 府 市
○○設計・△△設計 設計業務共同企業体